

## 令和3年度 第1回 甲賀市地域福祉計画審議会 議事録

日時： 令和3年4月26日（月）  
午後2時00分～午後4時00分  
場所： 甲賀市役所 301会議室

### 1 開会

- 市民憲章唱和

### 2 委員委嘱状交付

### 3 市長挨拶

### 4 委員自己紹介

- 審議会委員名簿

### 5 正副会長の選任

### 6 審議事項

- (1) 前回審議会での意見等のまとめ

【資料1】

- (2) 第2次甲賀市地域福祉計画見直しの素案について

【資料2】

### 7 その他

- 次回審議会の開催について

### 8 閉会

## 1. 開会

○市民憲章唱和（新型コロナウイルス感染拡大防止のため省略）

## 2. 委員委嘱状交付

## 3. 市長挨拶

## 4. 委員自己紹介

○委員名簿の順に自己紹介

## 5. 正副会長の選出

○会長に栗田修司委員、副会長に嘉郷重郷委員を選出

**【会 長】** 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まり、大変お忙しいと聞いております。昨年度の委員会でも申し上げましたが、このコロナ禍において新しい技術が広がり、オンラインも積極的に活用される時代になってきました。「新たなコミュニティ」と市長も言われましたが、新しい地域づくりの時代になってきたと思います。

先月に、台湾の大学と日本の大学とで、地域活性化事業の成果についての報告会をしたいということで、龍谷大学社会学部から3年間実施した防災にかかる報告をいたしました。学生を含めた地域活性化事業は、今世界中で広まっており、オンラインを有効に活用し、取入れることが大事だと思いました。

今回の委員会でも、これまで考えてこなかった新しい知見を取り入れながら進めていければと思います。

**【事務局】** 審議会規則第3条第2項により、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされています。本審議会に委員総数14人中14人の委員にご出席いただいておりますことから、過半数の委員の皆様にご出席をいただいております。会議開催の要件を満たしていることをご報告させていただきます。

なお、当審議会は、議事録作成を目的に音声を録音させていただきます。ご発言の際はマイクを使用させていただきようお願いいたします。

また、審議会規則第3条第1項により、会長が議長となると規定しておりますので、これからの議事につきまして、栗田会長に進行をお願いいたします。

## 6. 審議事項

### (1) 前回審議会での意見等のまとめ

### (2) 第2次甲賀市地域福祉計画見直しの素案について

【会 長】 それでは次第に基づいて議事を進めます。

【事務局】 (1) 前回審議会での意見等のまとめにかかる説明

【事務局】 (2) 第2次甲賀市地域福祉計画見直しの素案について説明

【会 長】 前回の審議会での意見等のまとめについて、また、素案についてのご意見をいただきたいと思えます。

審議時間の終盤となり意見が出てくることが多く、時間が足りなくなることがありますので、できましたら序盤からご意見を頂ける新しい様式でお願いします。また各団体の代表としてご発言いただければと思えます。

【委 員】 P4の成年後見制度促進計画について、会員の意見や質問をまとめてお聞きします。成年見人制度ができたとき、親亡き後も、人間らしく生きていくための制度ができたこと喜んだが、制度がどのようなものか、利用する者へのメリットは不明瞭ですし、社会福祉協議会にも同じような制度があり、成年後見制度との違いが分かりません。実際の利用方法や利用料が高いのではないかと心配もあり、結局は、親亡き後を多くの者が心配している現状です。

また、ニュースの報道等で成年後見制度にかかる不正があると聞きました。是非とも、不正ができないように見える化をするなどの手立てを講じてもらいたいです。

もう1点として、障がい児の居場所づくりについて、学校を卒業して就職できる者ばかりではありません。今は作業所の数も限られて、定員がいっぱいだと聞いています。今後、作業所にいけない子が出てきた場合、どのように考えているのかお聞きしたいです。

最後に、この頃つくづく思うことですが、役場に手続きに行ったとき、以前に比べて対応が優しくなったと感じます。1つの内容で行ったら、以前なら「あちらに行ってください」などと言われたものでしたが、今は職員の方から来てくださいます。そのような親切な対応に感謝しています。

【会 長】 ありがとうございます。成年後見制度の分かりづらさについて、回答をお願いします。

【委 員】 ご意見をいただきありがとうございます。親の会の方には成年後見制度利用促進

にかかる計画の策定委員会にも入っていただき議論いただいています。成年後見制度は最も重度の障害がい等のある方に選任される「後見」と、パンフレットの P3 にある「保佐」、「補助」の 3 つの類型があります。保佐、補助（軽度・中等度）類型の方は、「自分の好きなようにお金を使えなくなる」などと制度理解が浸透しないままに、周囲から促されて制度につながっているケースが多いのではないかと問題視しています。そうではなくて、本人自身が納得して、上手に生活できるような金銭の使い方を一緒に考えることのできる財産管理であることが必要です。制度理解が進まずに、「使いにくい」との印象はあると思われそうですが、本人に分かりやすく伝えるため、根気よく説明することが大切です。このような部分を、成年後見センターが、成年後見利用促進法を使ってしっかりと活動につなげることが重要だと思います。

また、成年後見制度は財産管理のイメージが強いと思われるかもしれませんが、それだけではなく「意思決定支援」といって、本人が自分のことを自分で決めるための支援、つまり本人を中心に据えた支援の在り方が後見制度には大切であるとの意識を国も持っています。意思決定支援は障害者権利条約の影響を受けており、成年後見制度の利用促進についても「本人にメリットを感じてもらおう」という意思決定支援の在り方につながると思います。

社会福祉協議会の地域権利擁護事業と成年後見制度の違いは、地域権利擁護事業は福祉サービスの一つであり、日常的な金銭管理などの支援を、本人が契約して利用するサービスです。一方で成年後見制度は民法で定める法的な審判であるところが大きく違います。また、お金がない人は制度が利用できないのではないかということについて、成年後見制度利用支援事業という助成制度があります。これは、所得が少ない方に対して、行政が後見人等に報酬を助成するものです。

不正防止については、家庭裁判所で把握しており、親族後見人の不正が多数を占め、専門職の不正は、何十万件中 1 件といったように圧倒的に少ない数値です。報道のされ方により、印象に残りやすいと思われれます。親族後見人の不正に対しては、裁判所が信託や遅延預金といった新たな仕組みを作っているのが現状です。

**【事務局】** まず、先の発言の委員については、成年後見制度利用促進にかかる計画策定の事務局をされているため、ご回答いただいたことを報告します。

居場所にかかる作業所数等についてですが、障がい者基本計画において A 型・B 型を含め作業所の確保および定員確保に努めております。

**【会長】** 「わかりやすい」ことは「難しい」ことでもありますが、法務省のパンフレットもわかりやすく平仮名がふってあります。それは読むうえでのわかりやすさであって、意味や表現のわかりやすさはまた別の示し方になります。極端に言えば、小学生にもわかるものを考えていくような視点も必要ではないかと思えます。

それでは、他のご意見・ご質問に移りたいと思います。

**【委員】** 県の地域福祉支援計画の策定にも携わったが、そこでも新たな取組みである重層事業が大きなウエイトを占めていました。今回の説明から市として重層事業に取り組んでいくことが書かれていたわけですが、私はひきこもり支援“奏”（かなで）の運営をさせていただいています。ひきこもりの方には障がいの認定は受けていないし、家族がおり困窮世帯にも該当しない人がいます。こうなると生活保護の対象ではなく、障がい福祉サービスの対象にもなりません。重層事業について、具体的な計画があれば教えてください。

また相談支援のアウトリーチについて、訪問に来られても相談に応じられる人ばかりではないですし、粘り強く手間暇がかかって成果が薄いアウトリーチもあります。ぜひとも就労支援、居場所づくりと一体的に取り組む、引きこもりの方や障がいを持つ子の親の不安などがこの計画の中で、具体的にこの部分が変わるという期待感のある計画にしていかないと、皆が手に取り自分ごとだと考えていける計画になりづらいと思うので、市として何か考えておられること等がございましたら教えていただきたいです。

**【事務局】** 重層的支援の具体的な市の施策は、令和4年度の体制整備に向けて今年度は準備期間として位置付けております。現在予定していることについて事務局としてお答えさせていただきます。

相談支援については、包括的な支援体制にて触れていますが、ひきこもりの方をはじめ複雑化・複合化した事例について、単一の部署ではさばききれなかった部分がありましたので、多機関協働事業として多様な職種を巻き込んだ重層的な支援会議をもちたいと思っています。そこで、プランの適切性の協議やプランの共有、そしてプランの終結等の評価を見据えたうえでアウトリーチに通じた支援体制が良ければそちらの方で訪問相談していただく、または全体の支援体制のモニタリングの中で終結に向かえるものは終結にもっていくなどの支援をしていく予定です。徐々に具体化し、この会議で報告させていただきます。

**【委員】** 会議をもたれるということですが、市だけではなく民間でも様々な事業を企画し着手しているところがありますので、小さな取り組みですが、地域限定でそういった取り組みが出てくるのが甲賀の地域を支えていくものだと思いますので、ぜひとも十分にそういった多くの声を取り上げていただきたいということをお願いしておきます。

**【会長】** ありがとうございます。昨年にソーシャルワーク研究がアウトリーチの特集で8050問題を取り上げています。昨年12月のソーシャルワーク研究では、介護サー

ビスから高齢者支援に入った際に、子どものひきこもりに家族の視点が重要だという見解があり、当大学院生が、どのようなタイミングで支援者が何をすればよかったのかをまとめています。結果はまた私から報告しますが、そのような視点を得るために、幅広く民間等の取り組みから学ぶことが有意義であると思います。

**【委員】** 今までの計画になかった新たな言葉がたくさん出てきて喜んでいきます。計画に新たに盛り込む事項に書いてある「重層的支援体制整備事業」もその一つです。またアウトリーチについて、自ら出ていけない人に対し支援者側からの働きかけることは重要だと思います。また、課題を抱える住民に対する気づきが生まれるといった説明がありましたが、私たち市民が暮らしの中でも地域の生活課題に気づくことがあります。それをどこへ届けることがよいかを迷うことがあり、途中で立ち消え、歯がゆく感じる場合があります。それを市の体制の中で積極的に目ざしていただくのは地域にとってうれしいことだと思います。

3年前から「我が事・丸ごと」という言葉に期待を持っていたので、実現に向かうような思いをしました。この計画が具体的にどうなっていくかイメージがわくようなものになればよいと思います。

今後は、一人では気が付きにくいところを互いにコミュニケーションをはかり、案を出し合っ共有していくことで重層的に対応でき、そこからさらなる良い策がでてくればよいと期待しています。参考資料2の権利擁護推進計画についても、具体的なイメージを計画時に持たれば、課題解決や体制の整備に向けたスピードは速くなると感じます。地域福祉計画に記載がある「地域住民や地域の多様な主体が参画」ということについて、ボランティアや私たちを積極的に活用していただければと思います。

**【事務局】** 具体的なビジョンについてご説明させていただきます。例えば、既存の制度はありますが、そこにのらない、機会がないという場合、公的にもアウトリーチを図りますが、やはり共助の部分で、地域の中からそういった方の見守り支えあいを通じてニーズを挙げていただくことも一つだと思っています。行政は地域任せにするのではなく、地域に入って一緒に活動することで、制度にのらない個人に少しでも早く気付いて支援できる仕組みづくりを考えています。

**【会長】** ありがとうございます。以前は知らないうちに地域の人の中で情報がどんどん伝わり、知らぬ間に地域の人が支援に動いているという時代がありました。良い点もありますが今の時代でみれば、要らぬ情報まで同意のないままに伝わってしまうということでもあります。新しいコミュニティとしては、どこに、どこまでを伝えるかのルール作りも必要ですし、自分で何とかしようと考えがちな人も多くおられます。伝わった情報を他のところや行政機関を含めて多様な情報の伝達の在り方をプ

ライバシーに配慮し考えないといけないところが、以前との違いです。その辺りは検討の場や会議の仕組みづくりにも同様にいえます。つながりを求めるなかで、つながっているようでつながっていない現状から、このようなご意見が出るのかなと思います。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【委員】 前回の審議会の意見等のまとめの中で市民調査の結果、ボランティアについて、「楽しいから」と回答している数が伸びていないとありました。しかし、市のご近所福祉協議会の一環で、福祉ボランティア活動についてのアンケートをとった際に、「活動の成果として実感されているのはどのようなものか」という質問に対し、一番多い意見は「いろいろな方の出会いやつながりができる」という意見でありました。また、「この活動を始めたきっかけは？」と尋ねたところ「地域に必要なだから」という回答も63%と高い数値でした。今回の市民意識調査のボランティアにかかる結果に関して、もっと多くの意見があるのではないかと感じます。

【事務局】 ありがとうございます。市民意識調査での結果と独自で調査いただいた部分について合致しない部分があるのご意見をいただきました。アンケートはその目的や対象、問いの立て方により、数値にばらつきが出ることもございます。どのような中身でどの地域がこういった形でボランティア活動が減少しているのか等、分析できる範囲で実施したいと思います。

【会長】 対象者の違いもあると思いますので、いろんなものを参考に検討していただければと思います。

【委員】 新たな国県の動向など社会情勢を踏まえるという意味では、昨年の厚生労働白書のテーマが「人生100年時代」でした。滋賀県は2017年発表の調査で2015年には男性の平均寿命が全国1位で女性が4位でした。また、ボランティア参加率が高いということが、平均寿命や健康寿命が延びている要因のひとつとして説明されました。平均寿命や健康寿命が高いという特性、本県や本市の特性を活かして長所を伸ばすことも必要ではないかと思えます。

今年4月には、高年齢者雇用安定法が改正され70歳まで就業が伸び、来年には年金法が施行されます。高齢になっても社会参加、ボランティア活動ができるような地域社会をつくる計画にしていきたいと思っております。

【事務局】 ありがとうございます。今ご意見いただきましたとおり、課題ばかりではなく甲賀市には素晴らしいところ「平均寿命が長い」や「ボランティアをしている人が多い」といった良いところもたくさんあります。ですので、移行期に伴う見直しについても、今ある活動・資源等のプラス材料をしっかりと活用しながら進めていくよ

うに考えています。

**【委員】** P37 に様々な問題として、虐待に触れておられるのですが、それ以降のページに虐待という言葉が見つかりません。大きな生活課題として、当然ながらハイリスクな家庭もあるでしょうし、計画には虐待予防や早期発見にかかる支援も必要ではないかと感じます。あと、児童養護施設の立場から感じる事として、「施設に入所でき、命が救われてよかった」と感じるほどに複雑化・重症化したケースもございます。入所後の暮らしの中で、施設や職員だけではなく、甲賀市という地域にも愛着を持ち、「ここで働こう」という児童も結構います。しかし、彼女彼らには安心できる家庭基盤がなく、「施設を退所することが、今までのつながりのリセット」を意味する児童もいます。この児童が社会自立した生活を送れないならば、それは隙間を意味します。この計画の見直しにおいて改善することを期待したいと思います。

**【事務局】** 虐待については、施策の展開である第4章に反映する段階です。高齢者、障がい者、児童といった人権侵害・虐待について、施策の展開のところで触れられるような形を検討していきます。あわせまして、見逃されている子ども、前意見にもございましたひきこもりの問題につきましても、例えば、今いる施設を退所して、社会に出た時にどうか、在学期間が終わればどうなるかと考え、隙間がでないよう仕組みづくりについても、計画に反映できればと思います。

**【会長】** それでは、ご質問ご意見等についてはこれまでにしたいと思います。

以上で本日の協議については終了いたしました。審議会の開催時期について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** 次回審議会について、事務局の希望としましては、5月24日月曜日の14時に開催させていただきたいと思っています。改めて通知させていただきます。その後のスケジュールは、7月にはパブリックコメントを実施、8月には第3回の審議会の開催を予定しております。8月にはパブリックコメントの結果報告と最終的な見直しということで、9月の完成予定ということで予定をしています。

**【会長】** ありがとうございます。それでは次回審議会は5月24日にここで開催させていただきますので皆様のご出席をお願いいたします。以上で本日用意しました審議はすべて終了いたしました。皆様にはそれぞれの立場でご意見をいただき、また、円滑な議事の運営にご協力をいただきありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

**【事務局】** 会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたる審



議会の中で、多くのご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見は、事務局で整理させていただき計画の見直しに反映させていただきます。また、お気づきの点がございましたら、本日配布いたしました「意見聴取 FAX 用紙」をご活用いただければと思います。

それでは、本日の審議会の閉会にあたりまして、副会長からご挨拶をいただきます。

**【副会長】** 皆さま、長時間にわたりありがとうございました。貴重なご意見を活発に出していただきありがとうございました。今回の審議会また委員の皆様のご意見は、社協が策定いたします地域福祉活動計画にも関与するものであります。社協の担当者とも連携をはかってこの地域福祉計画と整合を図っていただきたいと思います。

本日はご苦勞様でした。ありがとうございました。

**【事務局】** 本日は誠にありがとうございました。お気を付けてお帰りいただきますようお願いいたします。

(閉 会)